

平成24年度計画

独立行政法人海技教育機構

独立行政法人海技教育機構 平成24年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構の平成24年度計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営の効率化の推進

独立行政法人の運営に関し、より合理化・効率化が求められている情勢の中で、適切な船員教育を維持するため、館山校の給食業務の外部委託化をはじめとしたより効率的な組織運営体制について検討を行う。

また、前年度に行った各データの電子化による業務運営の効率化の検討を踏まえ、グループウェア（ネットワークでの情報共有）を利用しての事務の簡素・合理化による業務運営の効率化を試行し、その結果を検証する。

（2）人材の活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と10名以上の人事交流を図る。

（3）業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比3%を抑制する。
- ② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比1%を抑制する。
- ③ 社会保険労務士に加え、税理士と顧問契約を締結し、業務をより効率的に実施する。

また、契約監視委員会による契約内容の継続的な見直し等により、引き続き契約の適正化に努める。

さらに、本年度に実施予定である校内練習船定期検査等において、これまでに経費抑制に効果的であった船舶管理業務については、船舶管理コンサルタントに代え、機構職員等が行うことにより、一層の経費抑制を図る。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下

「専修科」という。)の資格教育については、本年度入学定員を350名とする。

今後の入学定員について、海運業界の船員の需要を見極めた上で、その見直しを国と検討し、方針を決定する。

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所との作業部会に海運業界等外部メンバーを加え、航海訓練所の内航用練習船を活用した船員教育訓練プログラムについて試行し、教育内容の改善を図る。

また、船内供食等に関する教育について、平成23年度に実施した教本の見直し等教育内容の改善の結果を検証する。

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座及び模擬試験の充実、個別指導等の徹底により、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース(以下「海上技術コース」という。)においては90%以上、本科においては75%以上とする。

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、前年度に設置した運航実務コース見直しの作業部会の検討結果を踏まえて講習の統廃合を行う。また、業界ニーズ、受講者数の傾向等を踏まえ、引き続き講習全体の見直しを行う。

③ 水先人教育

水先コースについては、関係者と情報を共有する等連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績・成果から受講者の能力の検証結果を踏まえ、今後の教育への反映、その質の向上を図る。

④ 資質教育

本科及び専修科においては、寮生活を通じて集団生活の理解を深めるとともに、寮生活アンケート及び保護者アンケートを引き続き実施し、効果を検証する。

また、本科においては、保護者会を定期的に年2回以上開催するとともに、保護者との連携強化により、生活指導の充実を図る。

⑤ 就職率

早期からの活動の開始、企業訪問先の新規開拓等求職活動の拡大や就職指導の強化、また、内航海運業界の協力を得ての乗船体験(インターンシップ)を活用することにより、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズに的確に対応した効果的な海技教育を実施するため、引き続き海運業界や船員教育・訓練機関等と10回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を図る。

また、国土交通省の船員(海技者)の確保・育成に関する検討会の検討結果を踏まえ、海運業界をはじめとした関係者との連携をより強化し、教育の質の向上に努める。

海上技術コース（専攻）の入学時期については、海運業界のニーズに
応え、4月に変更する。

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、
本年度中に延べ40名以上の職員に対し、内航乗船研修、技術研修、職
階別の研修等を実施する。

⑧ 広報活動等

体験入学や学校訪問など、有効な活動を精選して、重点的にそれらの
募集活動を実施する。

また、練習船の寄港や海フェスタ等のイベントにおいて、外部機関と
連携した応募者の増加につながる効果的な広報活動を行う。

(2) 研究の実施

研究の実施に当っては、海技教育、船舶の運航の分野に係る教育科目及
び授業内容に関する組織的に計画した10件以上の研究を行い、その成果を
教育に反映する。

(3) 成果の普及・活用促進

① 10件程度の研究発表等を行う（うち、5件以上は国内外での学会発表
とする。）。

② 国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、
政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣し、また、学
会等の関係委員会へ委員として派遣することにより、海技教育及び船舶
の運航に関する知識・技能の活用の促進を図る。

③ 海事思想の普及については、関係行政機関等と連携・協調して、一般
市民を対象とする各校の校内練習船による体験航海等を行うとともに、
教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とする公開講座等を年25
回程度開催する。

今年度は、海フェスタへ参加することにより海事思想の普及に努め
る。

(4) 内部統制の充実・強化

内部統制については、内部評価委員会を実施するとともに監事監査及び
スクールレビューを見直し、本部職員による各校に対する内部監査を充実
させることにより自己点検の強化を図る。全職員に対しては、その取組等
の周知徹底を図るとともに、スクールレビュー時の理事長等と全職員の懇
談の機会を活用して、職員の意見を聴取することにより、全職員の内部統
制活動への参加意識を高める。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取り組み

グループウェアを利用した、本部と各学校の情報の電子化、共有化に
ついて試行し、セキュリティ上の問題と業務運営の効率化について検証
を行う。また、セキュリティ対策全般について、点検・見直しを行い、
セキュリティ対策の向上を図る。

3. 予算

(1) 自己収入の確保

① 授業料の段階的引き上げ

本年度の本科及び専修科の入学者の授業料については、月額8,000円に引き上げる。

② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、船員（海技者）の確保・育成に関する検討会の検討結果及び機構内の作業部会の結果を踏まえて、受講料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適切な受益者負担を確実に求めていく。併せて、国及び関係団体等との連携により、事業全体についても、受益者負担のあり方について引き続き検討する。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

区 別	金額（百万円）
収入	
運営費交付金	2,482
施設整備費補助金	0
受託収入	28
業務収入	198
計	2,708
支出	
業務経費	370
施設整備費	0
受託経費	28
一般管理費	215
人件費	2,095
計	2,708

[人件費の見積り]

年度中総額1,569百万円を支出する。

ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 収支計画

区 別	金額 (百万円)
費用の部	2, 8 1 4
経常費用	2, 8 1 4
業務費	1, 8 0 2
受託経費	2 8
一般管理費	8 7 8
減価償却費	1 0 6
収益の部	2, 8 1 4
経常収益	2, 8 1 4
運営費交付金収益	2, 4 8 2
受託収入	2 8
業務収入	1 9 8
資産見返負債戻入	1 0 6
純利益	0
目的積立金	0
総利益	0

(4) 資金計画

区 別	金額 (百万円)
資金支出	2, 7 0 8
業務活動による支出	2, 7 0 8
投資活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	2, 7 0 8
業務活動による収入	2, 7 0 8
運営費交付金による収入	2, 4 8 2
受託収入	2 8
業務収入	1 9 8
投資活動による収入	0
施設費補助金による収入	0

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500 百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

なし

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

（注）対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成 11 年法律第 214 号)第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途

第 1 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 1 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 2 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当する。

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

また、独立行政法人制度の見直しに伴う必要な措置について、国及び航海訓練所と検討を行い、適切に対応する。